

香川県報



第60号

平成18年

8月1日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

保安林の指定の解除予定の通知

（みどり保全課）

障害者自立支援法の規定による事業の廃止の届出

（障害福祉課）

障害者自立支援法の規定による事業所の名称の変更の届出

（ ）

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

（ ）

土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課）

公安委員会告示

平成十二年香川県公安委員会告示第二十三号（香川県公安委員会の公印）の一部改正

一部改正

警察本部告示

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部改正

告示

香川県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十八年八月一日

香川県知事 真鍋武紀

一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市五名字星越二二四二の九（国有林）

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第五百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成十八年八月一日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇一	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	居宅介護
一〇一一六	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	外出介護
三七〇〇二	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	居宅介護
一〇一一六	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	外出介護
三七〇〇三	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	居宅介護
一〇一一六	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	外出介護
三七〇〇四	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	居宅介護
一〇一一六	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	外出介護
三七〇〇五	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	居宅介護
一〇一一六	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	外出介護

六〇	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会綾歌支所 丸亀市綾歌町栗熊西七八二番地	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	居宅介護
三七〇〇〇一 一〇二一七一 一三 三三 三三 一〇二一七一 一〇二一七一 三三 三三 一〇二一七一 一〇二一七一 一九	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会綾歌支所 丸亀市綾歌町栗熊西七八二番地	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年六月三十日	外出介護

香川県告示第五百三十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
---------	-------------	--------------------	-------	---------

三三〇〇〇一 一〇二一八一 一一 三三〇〇〇一 一〇二一八一 六〇 三三〇〇〇二 一〇二一八一 一〇 三三〇〇〇二 一〇二一八一 六九 三三〇〇〇三 一〇二一八一 一九 三三〇〇〇三 一〇二一八一 六八 三三〇〇〇五 一〇二一八一 一〇二一八一 六七	(変更前) 丸亀市社会福祉協議会飯山支所 (変更後) 丸亀市社会福祉協議会 丸亀市飯山町下法軍寺五八一番地一	丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十八年七月一日	居宅介護 外出介護
--	--	-----------------------------	-----------	--------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年九月十四日まで縦覧に供する。

平成十八年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十八年七月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人アイランド・ネット

五反田 しの

小豆郡土庄町一三六〇番地七九

三 定款に記載された目的

この法人は、小豆島において、ITの活用による地域活性化・雇用促進・職業能力の開発を旨とした活動を行うことを目的とします。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年八月二十八日まで縦覧に供する。

平成十八年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 J HOTバレーボール連盟

米田 一典

高松市番町一丁目一番一九

三 定款に記載された目的

この法人は、バレーボールでの交流を通して地域交流を図り、現代社会で失われつつある地域社会に必要な人間関係の構築を図ることを目的とする。豊かで健全な地域社会を構築するには、行政や企業とパートナーシップの形成を推進し、バレーボールを通して、養われる「体の健康」「心の健康」を育成するのが最大の事業とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十八年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業	西又地区	平成一八、一、三一
さぬき市	基盤整備促進事業（かん排・農道事業）	南羽立地区	平成一八、三、三一
さぬき市寒川土地改良区	基盤整備促進事業	道味地区	平成一八、三、三一

公安委員会告示

香川県公安委員会告示第六号

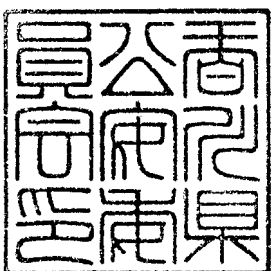
平成十二年香川県公安委員会告示第二十三号（香川県公安委員会の公印）の一部を次のように改正し、平成十八年八月一日から施行する。

平成十八年八月一日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一のイを次のように改める。

イ 香川県公安委員会印



警察本部告示

香川県警察本部告示第十四号

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部を次のように改

正し、平成十八年八月一日から施行する。

平成十八年八月一日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

一のりを次のように改める。

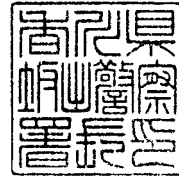
リ 香川県坂出警察署長印

一のワを次のように改める。

ワ 香川県琴平警察署長印

一のソを次のように改める。

ソ 香川県高松東警察署印



平成十八年八月一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています